

○ 徴収事務規程（平成 25 年 3 月 19 日法務省刑総訓第 4 号）

最終改正 令和 6 年 2 月 13 日法務省刑総訓第 3 号
(令和 6 年 2 月 15 日施行)

目次

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 処理の公正等
- 第 3 条 徴収主任
- 第 4 条 事務年度
- 第 5 条 検察総合情報管理システムによる管理

第 2 章 徴収

- 第 6 条 徴収金に係る裁判結果の管理
- 第 7 条 上訴申立て等の管理
- 第 8 条 訴訟費用額の算定申立て
- 第 9 条 訴訟費用の執行免除申立ての特則に関する通知等
- 第 10 条 罰金等の裁判の執行指揮
- 第 11 条 訴訟費用の裁判の執行指揮
- 第 12 条 訴訟記録等への表示
- 第 13 条 徴収金の集計
- 第 14 条 納付告知
- 第 15 条 督促
- 第 16 条 一部納付の申出等
- 第 17 条 納付延期の申出等

第 2 章の 2 調査

- 第 18 条 徴収金に係る裁判の執行に関する調査
- 第 18 条の 2 鑑定の嘱託
- 第 18 条の 3 裁判執行関係事項の照会
- 第 18 条の 4 領置
- 第 18 条の 5 調査の嘱託
- 第 18 条の 6 差押許可状等の請求
- 第 18 条の 7 差押調書の作成等
- 第 18 条の 8 搜索調書の作成等
- 第 18 条の 9 搜索差押調書の作成等
- 第 18 条の 10 検証調書等の作成
- 第 18 条の 11 鑑定処分許可の請求

第18条の12 差押え等の嘱託

第18条の13 調査等の受託

第18条の14 差押状等の発付後の手続

第3章 収納

第1節 現金又は証券による収納

第19条 持参に係る現金等の収納手続

第20条 犯罪被害財産追徴金の収納手続

第21条 送付に係る現金等の収納手続

第22条 現金等の収納後の手続

第23条 現金等収納後の集計

第2節 印紙による収納

第24条 印紙の収納手続

第25条 印紙収納後の手続

第4章 強制執行

第26条 強制執行手続の依頼

第27条 強制執行手続依頼後の納付

第28条 配当金の受領手続

第5章 労役場留置の執行

第29条 労役場留置の執行指揮

第30条 仮出場

第31条 労役場留置執行のための呼出し

第32条 収容状の発付

第33条 収容状執行指揮の取消し

第34条 労役場留置執行指揮の取消し

第35条 労役場留置執行指揮の変更

第36条 労役場留置の執行停止等

第37条 労役場留置執行指揮後の通知等

第6章 徴収停止

第38条 徴収停止

第39条 徴収停止の取消し

第7章 徴収不能決定

第40条 法律上執行不能の場合の徴収不能決定

第41条 事実上執行不能の場合の徴収不能決定

第8章 仮納付

第42条 仮納付の告知

第43条 仮納付金の督促等

第44条 仮納付金の収納手続

第45条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定

第46条 仮納付の裁判の執行状況の確認

第47条 仮納付金の調整

第48条 仮納付と本案の裁判の執行

第49条 仮納付と正式裁判の請求

第50条 仮納付と正式裁判の執行等

第51条 無罪等の通知

第9章 罰金刑執行猶予の取消し等

第52条 罰金刑執行猶予の手続

第53条 罰金刑執行猶予取消し後の処置

第10章 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行

第54条 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行

第11章 訴訟費用の予納

第55条 訴訟費用の予納

第56条 予納金に係る訴訟費用の裁判の執行等

第57条 上訴等に関する手続

第12章 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行

第58条 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行

第13章 共助

第59条 徴収金執行指揮の嘱託

第60条 徴収金執行指揮の受託

第61条 徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱

第62条 徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱受理

第63条 徴収金執行指揮の嘱託後の手続等

第14章 統計報告等

第64条 徴収金に関する統計報告

第65条 印紙納付調査書

第66条 検査報告

第15章 雑則

第67条 過誤の訂正

第68条 裁判確定前の特例

第69条 関係書類の整理

第70条 特別取扱い

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。)第17条第1項の費用又は民事訴訟法(平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。)第303条第1項の納付金(以下「徴収金」という。)の裁判の執行に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の仕事とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。

(処理の公正等)

第2条 徴収金に関する事務を取り扱う者は、常に徴収金に関する法規を遵守して、事務の適正かつ迅速な遂行を期するとともに、関係書類を整備し、その処理の公正について疑惑を招くことのないように注意しなければならない。

(徴収主任)

第3条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁(高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。)の徴収金に係る印紙の収納事務その他この規程の定める事務を取り扱わせるため、その庁の検察事務官のうちから徴収主任を命ずる。

(事務年度)

第4条 徴収金に関する事務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(検察総合情報管理システムによる管理)

第5条 この規程による第1条に規定する徴収金に係る裁判の執行に関する事務その他これに付随する事項(以下「徴収事務」という。)については、検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)により管理する。

2 検察システムにより徴収事務を管理する方法については、別に法務省刑事局長が定める。

第2章 徴収

(徴収金に係る裁判結果の管理)

第6条 徴収金に係る判決又は交通事件即決裁判の宣告があったときは、徴収担当事務官(徴収事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。)は、検察システムにより当該裁判の内容を管理する。

2 徴収金に係る略式命令の送達その他決定による裁判の告知があったときは、徴収担当事務官は、その謄本等に基づき、検察システムにより当該裁判の内容を管理する。

(上訴申立て等の管理)

第7条 徴収金に係る裁判について次の各号に掲げる事由が生じた場合には、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(1) 検察官が上訴又はその放棄若しくは取下げをしたとき、又は被告人若しくは弁護人等が

上訴又はその放棄若しくは取下げをした旨の通知があったとき。

(2) 非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「非訟法」という。）第122条第2項の規定による異議の申立て又は同条第3項の規定による異議の申立ての取下げがあったとき。

(3) 訴訟費用の負担を命ずる裁判についてその裁判の執行の免除の申立て等があったとき、又はその申立てに対する決定の謄本の送達があったとき。

(4) 交通事件即決裁判について検察官が正式裁判の請求若しくはその取下げをしたとき、又は被告人若しくは弁護人等が正式裁判の請求若しくはその取下げをした旨の通知があったとき。

(5) 略式命令について検察官が正式裁判の請求若しくはその取下げをしたとき、被告人若しくは弁護人等が正式裁判の請求若しくはその取下げをした旨の通知があったとき、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。）第290条第4項の規定による通知があったとき、又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第463条の2第2項の規定による決定謄本の送達があったとき。

2 被告人等が上訴の取下げをした旨の通知があった場合において、刑訴法第472条第2項の規定により上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が下級の裁判所の裁判の執行の指揮をすべきときは、その検察庁の徴収担当事務官は、検察システムにより上訴の取下げがあった旨及びその裁判の主文の要旨を管理する。

（訴訟費用額の算定申立て）

第8条 訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した場合において、検察官が綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第39条第3項の規定に基づき同条第2項第2号に定める費用の額の算定を裁判所に申し立てるときは、国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書（様式第1号）による。

2 前項の申立てがなされたとき又は裁判所からその申立てに対する決定の通知がなされたときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該算定申立てに関する事項を管理する。

（訴訟費用の執行免除申立ての特則に関する通知等）

第9条 刑訴規則第295条の2第2項ただし書の規定により、下級の裁判所が訴訟費用の執行の免除の申立てに対し裁判をする場合においては、次に掲げる手続をする。

(1) 同条第3項の規定による通知があったときは、上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官は、速やかにその旨を下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知する。

(2) 下級の裁判所の裁判が確定した場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行を指揮すべき検察官が上訴裁判所に対応する検察庁の検察官であるときは、下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官は、速やかにその結果を上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知するとともに裁判書の謄本を送付する。

2 前項各号の通知をしたときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(罰金等の裁判の執行指揮)

第10条 罰金、科料、追徴、過料、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用若しくは民訴法第303条第1項の納付金に係る裁判が確定したとき、又は没取に係る裁判があったときは、徴収担当事務官は、裁判書の原本又は謄本及び関係資料等に基づき、徴収金指揮印票(様式第2号)を作成し、検察官の指揮印を受けるとともに、検察システムにより当該裁判の執行指揮に関する事項を管理する。

- 2 仮納付の裁判があったときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票(仮納付)(様式第3号)を作成し、検察官の指揮印を受ける。

(訴訟費用の裁判の執行指揮)

第11条 第10条第1項の規定は、訴訟費用の負担を命ずる裁判について刑訴法第500条に規定する申立期間が経過したとき(その申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき)に準用する。

- 2 訴訟費用に係る裁判が連帯負担を命ずるものであるときは、連帯負担額については、これを命じられた者の全部を取りまとめ前項の手続をする。その者の一部が上訴の申立てをした場合においては、最終に事件の係属した裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官においてその手続をする。

- 3 前項の場合において、先に訴訟費用の連帯負担を命ずる裁判が確定した者についてその裁判の執行の免除の申立て等があったとき、又はその申立てに対する決定があったときは、その庁の徴収担当事務官は、訴訟費用に関する通知書(様式第4号)により速やかに訴訟費用の裁判の執行免除の申立て等又はその申立てに対する決定に関する事項を前項の検察庁の徴収担当事務官に通知する。訴訟費用の裁判の執行免除の申立てに対する決定があったときは、その裁判書の謄本を併せて添付する。先に訴訟費用の連帯負担を命ずる裁判が確定した者について時効が完成するおそれがある場合もその旨を通知する。

(訴訟記録等への表示)

第12条 徴収担当事務官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮印を受けたときは、訴訟記録等に適宜検察システムにより管理済みであること等を記入して押印する。訴訟費用についてはその金額を併せて記入する。

- 2 徴収担当事務官は、罰金又は科料に係る裁判について未決勾留日数の算入又は通算の結果執行すべき金額がなくなったときは、訴訟記録等に適宜その旨を記入して押印するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

(徴収金の集計)

第13条 第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮印を受けたときは、徴収主任は、徴収金の種別ごとに、かつ、1日ごとに徴収金原簿により集計する。

(納付告知)

第14条 検察官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により徴収金(仮納付を除く。以下本章から第4章までにおいて同じ。)に係る裁判の執行を指揮したときは、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書(甲)(様式第5

号)に納付書(様式第6号)を添付して送付させ、徴収金を直接日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店を含む。以下同じ。)に納付すべき旨を告知させる。

2 検察官は、徴収金を当該検察官の所属する検察庁に納付させることが相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書(乙)(様式第7号)によりこれを納付すべき旨を告知させる。

3 刑訴法第491条又は第492条の規定により罰金、科料若しくは追徴について相続人又は合併の後存続する法人若しくは合併によって設立された法人に対し前2項の告知をするときは、納付告知書にその旨を明らかにする。

4 第1項及び第2項の規定により納付の告知をするときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(督促)

第15条 徴収金が納付期限までに納付されなかったときは、検察官は、必要に応じ、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付書を添付した督促状(甲)(様式第8号)、督促状(乙)(様式第9号)その他適宜の方法によりその納付を督促させる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(一部納付の申出等)

第16条 徴収金について納付義務者から納付すべき金額の一部につき納付の申出があった場合において、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、一部納付願を徴して検察官の許可を受けるとともに、検察システムによりその旨を管理する。

2 徴収金が送付された場合において、その金額が納付すべき金額の全部に満たないときも、前項と同様とする。ただし、この場合において、やむを得ない事情があるときは、一部納付願はこれを要しない。

(納付延期の申出等)

第17条 徴収金について納付義務者から納付延期の申出があった場合において、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、検察官の許可を受けるとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用又は民訴法第303条第1項の納付金に係る徴収金について時効の更新の必要があると認められるときは、納付義務者から納付延期願を徴する。

第2章の2 調査

(徴収金に係る裁判の執行に関する調査)

第18条 徴収金に係る裁判の執行に関する調査は、本章の規定の定めるところによる。

(鑑定の嘱託)

第18条の2 検察官が刑訴法第514条の規定により鑑定の嘱託をするときは、鑑定嘱託書(甲)(様式第9号の2)による。検察事務官が検察官の命により鑑定の嘱託をするときも、同様とする。

2 検察官が刑訴法第515条の規定により鑑定処分許可状を得るときは、鑑定嘱託書(乙)

(様式第9号の3)による。

(裁判執行関係事項の照会)

第18条の3 納付義務者が所在不明のとき、納付の督促に応じないとき、又はその他の事由によって徴収金が納付されない場合において、検察官が刑訴法第508条第2項の規定により、関係機関に対し、納付義務者の所在の有無その他必要な事項を照会するときは、他に特別の定めのある場合を除き、裁判執行関係事項照会書(甲)(様式第9号の4)による。

2 前項の場合において、納付義務者が刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に収容されているときは、裁判執行関係事項照会書(乙)(様式第9号の5)による。

3 検察事務官が検察官の命により前2項の照会をするときも、同様とする。

4 前各項の照会がなされたとき及びその回答があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該照会に関する事項を管理する。

(領置)

第18条の4 検察官が任意に提出された物を刑訴法第512条の規定により領置するときは、提出者から任意提出書(様式第9号の6)を徴した上、領置調書(甲)(様式第9号の7)を作成する。検察事務官が検察官の命により任意に提出された物を領置するときも、同様とする。

2 前項の場合において、刑訴法第513条第1項において準用する刑訴法第120条の規定により押収品目録を交付するときは、押収品目録交付書(様式第9号の8)による。

3 検察官が刑訴法第512条の規定により遺留物を領置したときは、領置調書(乙)(様式第9号の9)を作成する。検察事務官が検察官の命により遺留物を領置したときも、同様とする。

4 第1項又は前項により証拠品を領置したときは、証拠金品総目録を作成し、直ちに還付又は仮還付する場合を除き、速やかにこれを領置調書及び証拠品とともに証拠品担当事務官(証拠品事務規程(平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令)第4条第1項に規定する証拠品担当事務官をいう。)に送付する。

(調査の囑託)

第18条の5 検察官が他の検察庁の検察官に調査の囑託をするときは、他に特別の定めのある場合を除き、裁判の執行に関する調査囑託書(様式第9号の10)による。この場合において、急速を要するときは、適宜の方法によることができる。

(差押許可状等の請求)

第18条の6 検察官は、刑訴法第509条第3項の規定に基づき次の各号に掲げる請求をする場合には、当該各号に定める書面による。

(1) 差押え、搜索又は検証の許可状の請求 差押・搜索・検証許可状請求書(様式第9号の11)

(2) 記録命令付差押許可状の請求 記録命令付差押許可状請求書(様式第9号の12)

(3) 身体検査令状の請求 身体検査令状請求書(様式第9号の13)

2 検察官が前項の請求をするときは、徴収担当事務官は、令状請求処理簿（様式第9号の14）に所定の事項を登載する。

3 差押え、搜索若しくは検証の許可状、記録命令付差押許可状又は身体検査令状（以下「差押許可状等」という。）が発せられたときは、徴収担当事務官は、令状請求処理簿に所定の事項を記入し、差押許可状等を請求した検察官に交付する。

（差押調書の作成等）

第18条の7 検察官は、次の各号に掲げる処分をしたときは、当該各号に定める書面を作成し、これに押収品目録（様式第9号の15）を添付する。検察事務官が検察官の命により次の各号に掲げる処分をしたときも、同様とする。

(1) 刑訴法第509条第1項の規定による差押え 差押調書（様式第9号の16）

(2) 刑訴法第509条第1項の規定による記録命令付差押え 記録命令付差押調書（様式第9号の17）

2 第18条の4第2項及び第4項の規定は、前項各号に掲げる処分をした場合に準用する。この場合において、同条第4項中「還付又は仮還付」とあるのは、「還付、仮還付又は刑訴法第513条第1項において読み替えて準用する刑訴法第123条第3項の規定による交付」と読み替えるものとする。

（搜索調書の作成等）

第18条の8 検察官は、刑訴法第509条第1項の規定により搜索をしたときは搜索調書（様式第9号の18）を作成する。検察事務官が検察官の命により搜索をしたときも、同様とする。

2 前項の場合において、刑訴法第513条第1項において読み替えて準用する刑訴法第119条の規定により証明書を交付するときは、搜索証明書（様式第9号の19）による。

（搜索差押調書の作成等）

第18条の9 検察官が搜索及び差押えを同時に行った場合に作成すべき調書は、前2条の規定にかかわらず、搜索差押調書（様式第9号の20）によることができる。検察事務官が検察官の命により搜索及び差押えを同時に行ったときも、同様とする。

（検証調書等の作成）

第18条の10 検察官は、刑訴法第509条第1項の規定により検証をしたときは検証調書（様式第9号の21）を作成し、身体を検査をしたときは身体検査調書（様式第9号の22）を作成する。検察事務官が検察官の命により検証又は身体を検査をしたときも、同様とする。

2 刑訴法第513条第1項において読み替えて準用する刑訴法第222条第7項の規定により身体を検査を拒んだ者に対する過料の処分又は賠償命令を請求するときは、過料処分等請求書（様式第9号の23）による。

（鑑定処分許可の請求）

第18条の11 検察官が刑訴法第515条第2項に規定する鑑定処分の許可の請求をするときは、鑑定処分許可請求書（様式第9号の24）による。

- 2 第18条の6第2項及び第3項の規定は、前項の請求をする場合に準用する。
- 3 第1項の請求をした検察官は、許可状を鑑定嘱託書とともに鑑定を嘱託すべき者に交付する。

(差押え等の嘱託)

第18条の12 令状による差押え、搜索、検証、記録命令付差押え又は身体検査を他の検察庁の検察官に嘱託するときは、令状執行等嘱託書(様式第9号の25)による。

(調査等の受託)

第18条の13 第18条の5及び前条の規定による嘱託を受けたときは、徴収担当事務官は、共助事件簿(様式第9号の26)に所定の事項を登載して、速やかにその手続をする。

- 2 前項の手続が終わったときはその旨を、差押え、搜索、検証、記録命令付差押え若しくは身体検査をすることができず、又は令状を執行することができなかったときは令状を添付してその旨を、嘱託をした検察官の属する検察庁に速やかに回答する。

(差押状等の発付後の手続)

第18条の14 刑訴法第511条の規定により差押状、記録命令付差押状、搜索状、検証状又は身体検査令状が発せられたときは、徴収担当事務官は、令状請求処理簿に所定の事項を登載し、令状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。

- 2 第18条の4第2項、第18条の7第1項、第18条の8及び第18条の9の規定は検察事務官が差押状、記録命令付差押状又は搜索状を執行した場合について、第18条の10の規定は検察事務官が検証状又は身体検査令状を執行した場合について、第18条の12及び第18条の13の規定は差押状、記録命令付差押状、搜索状、検証状又は身体検査令状の執行の嘱託について、それぞれ準用する。

第3章 収納

第1節 現金又は証券による収納

(持参に係る現金等の収納手続)

第19条 徴収金(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第16条第2項の規定による犯罪被害財産の価額を含む追徴の裁判に係る徴収金(以下「犯罪被害財産追徴金」という。))を除く。)について現金又は証券による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認した上、徴収・収納済通知書(様式第12号)に所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、徴収担当事務官は、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

- 2 徴収主任は、前項の規定により徴収・収納済通知書が提出されたときは、これを確認した上、収入官吏に送付し、納付を申し出た者をして現金又は証券を収入官吏に納付させる。

(犯罪被害財産追徴金の収納手続)

第20条 犯罪被害財産追徴金について、現金による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認した上、犯罪被害財産追徴金提出書(様式第13号)に所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによ

りその旨を管理する。この場合において、徴収担当事務官は、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

- 2 徴収主任は、前項の規定により犯罪被害財産追徴金提出書が提出されたときは、これを確認し、検察官の記名押印を受けた上、歳入歳出外現金出納官吏に送付し、納付を申し出た者をして現金を歳入歳出外現金出納官吏に提出させ、その提出を受けた歳入歳出外現金出納官吏において、犯罪被害財産追徴金受領証書（様式第14号）を作成して徴収担当事務官に送付する。

（送付に係る現金等の収納手続）

第21条 徴収金を納付するため現金又は証券が送付されたときは、事務局長等検事総長、検事長又は検事正がその庁（高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）につき指定した者（以下「徴収金保管者」という。）は、徴収金保管簿（様式第15号）に所定の事項を登載しこれを保管した上、その旨を徴収主任に通知する。

- 2 前項の規定により現金又は証券が送付された旨の通知があった場合において、その金額が納付すべき金額の全部に当たるときは、徴収担当事務官、徴収主任及び歳入歳出外現金出納官吏は、速やかに前2条に規定する手続に準じて、その収納手続をする。この場合においては、徴収金保管者をして現金又は証券を収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏に送付させる。納付すべき金額の全部に満たない場合において、第16条第2項の規定による検察官の許可があったときも、同様とする。

（現金等の収納後の手続）

第22条 日本銀行から領収済通知書により徴収金を領収した旨の通知があったとき、収入官吏から徴収・収納済通知書により第19条及び前条の規定による現金若しくは証券の納付を受けた旨の通知があったとき、又は歳入歳出外現金出納官吏から犯罪被害財産追徴金受領証書により前2条の規定による現金の提出を受けた旨の通知があったときは、徴収担当事務官は、次に掲げる手続をする。

- (1) 領収済通知書により通知があった旨を検察システムにより管理する。
- (2) 領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書を検察官に提出して押印を受ける。
- (3) 領収済通知書を速やかに歳入徴収官（指定分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）に送付する。
- (4) 徴収・収納済通知書を徴収金の種別ごとに編てつして整理する。

- 2 前項第2号の場合において、検察官に提出して押印を受けるときは、領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書を1日ごとに取りまとめた上、適宜の方法により集計表を作成してこれに添付し、集計表に検察官の押印を受けることにより、各通知書の押印に代えることができる。

- 3 検察官は、第20条の規定により犯罪被害財産追徴金を保管した場合において、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により被害回

復給付金の支給手続を行う検察官に対し、同法に規定する給付資金として引き継ぐとき、又は歳入金として国庫に編入するときは、徴収担当事務官をして犯罪被害財産追徴金処分通知書（様式第16号）に所定の事項を記入させてこれに記名押印した上、歳入歳出外現金出納官吏に送付して通知する。歳入歳出外現金出納官吏は、通知を受けたときは、犯罪被害財産追徴金提出書を整理し、速やかに所要の手続をする。

（現金等収納後の集計）

第23条 徴収主任は、1日ごとに、領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書により現金又は証券による収納を確認し、徴収金の種別ごとに徴収金原簿により集計する。

第2節 印紙による収納

（印紙の収納手続）

第24条 罰金、科料、追徴、過料又は訴訟費用に係る徴収金（犯罪被害財産追徴金を除く。）について印紙による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認して、これを印紙納付書（様式第17号）に貼付した上、所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

2 第21条第1項の規定は、前項の徴収金を納付するため印紙が送付された場合に準用する。

3 前項の規定により印紙が送付された旨の通知があった場合において、その金額が納付すべき金額の全部に当たるときは、徴収担当事務官は、速やかに第1項に規定する手続に準じて、その収納手続をする。納付すべき金額の全部に満たない場合において、第16条第2項の規定による検察官の許可があったときも、同様とする。

4 第1項又は前項の規定による印紙納付書の提出を受けたときは、徴収主任は、これを確認した上、次に掲げる手続をする。

（1）印紙納付書に貼付した印紙に消印器による消印をするとともに印紙納付書に押印して検察官に提出する。

（2）納付済証（様式第18号）を作成して納付を申し出た者等に交付し、又は郵送する。

（印紙収納後の手続）

第25条 前条第4項第1号に規定する印紙納付書の提出があったときは、検察官は、収納の事実を確認した上、これに押印して徴収担当事務官に交付する。

2 前項の規定による印紙納付書の交付を受けたときは、徴収担当事務官は、印紙納付書を徴収金の種別ごとに編てつして徴収主任に提出する。

3 第23条の規定は、印紙による収納について準用する。

第4章 強制執行

（強制執行手続の依頼）

第26条 徴収金について強制執行をするときは、検察官は、徴収命令書（様式第19号）を

作成し、強制執行手続依頼書（様式第 20 号）により法務局の長又は地方法務局の長に対し、その手続を依頼する。強制執行手続依頼書には、徴収命令書を添付する。

- 2 前項の規定による強制執行手続の依頼がなされたとき又は法務局の長若しくは地方法務局の長から強制執行のてん末等について通報があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該強制執行手続に関する事項を管理する。

（強制執行手続依頼後の納付）

- 第 27 条 強制執行手続を依頼した後、納付義務者から納付すべき金額の全部又は一部の納付があったときは、検察官は、速やかにその旨を法務局の長又は地方法務局の長に通知する。

（配当金の受領手続）

- 第 28 条 法務局の長又は地方法務局の長から配当金（強制執行手続によって得られた金銭から強制執行の費用に充当すべきものを除いたものをいう。以下同じ。）の交付について通知があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認した上、検察システムによりその旨を管理するとともに、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金提出書に所定の事項を記入して、徴収主任に提出する。

- 2 前項の通知があった場合において、検察官は、当該配当金を保管している者から直接日本銀行に納付させることが相当であると認めるときは、徴収担当事務官をして当該配当金を保管している者に対し納付書を送付させる。

- 3 徴収主任は、第 1 項の規定により徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金提出書が提出されたときは、これを確認した上、徴収・収納済通知書は収入官吏に送付し、犯罪被害財産追徴金提出書は検察官の記名押印を受けて歳入歳出外現金出納官吏に送付し、それぞれ当該配当金を保管している者からこれを受領すべき旨を通知する。

- 4 第 22 条の規定は、収入官吏から徴収・収納済通知書により配当金を受領した旨の通知があった場合、日本銀行から領収済通知書により配当金を領収した旨の通知があった場合及び歳入歳出外現金出納官吏から犯罪被害財産追徴金受領証書により配当金の提出を受けた旨の通知があった場合に準用する。

- 5 第 23 条の規定は、前項の規定による手続が終了した場合に準用する。

第 5 章 労役場留置の執行

（労役場留置の執行指揮）

- 第 29 条 罰金又は科料に係る徴収金について納付義務者が完納しない場合において、納付義務者を労役場に留置するときは、検察官は、刑事施設の長に対し、労役場留置執行指揮書（様式第 21 号）によりその執行を指揮する。刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 18 条第 5 項の期間内に執行を指揮するときは、納付義務者から労役場留置承諾書を徴する。

- 2 前項の規定による労役場留置の執行指揮があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

- 3 労役場留置執行指揮書に犯罪事実が記載されていない裁判書又は裁判を記載した調書の抄本を添付した場合において、刑事施設の長から請求があったときは、徴収担当事務官は、裁判書の謄本その他罪となるべき事実が記載されている書面を追送する。

4 刑事施設の長から労役場留置執行終了報告書により労役場留置の執行が終了した旨の報告があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、同報告書を検察官に提出して押印を受ける。

5 第23条の規定は、前項の規定により検察官の押印を受けた場合に準用する。

(仮出場)

第30条 労役場留置の執行を受けている者について仮出場が許された旨の通知があったときは、徴収担当事務官は、仮出場の日をもって執行が終了したものとして、前条第4項に規定する手続に準じて、その手続をする。

2 第23条の規定は、前項の場合に準用する。

(労役場留置執行のための呼出し)

第31条 検察官が刑訴法第505条において準用する同法第484条の規定による労役場留置の執行のための呼出しを書面とするときは、呼出状(様式第22号)による。

2 前項の規定により呼出しをするときは、徴収担当事務官は、検察システムにより呼出しに関する事項を管理する。

(収容状の発付)

第32条 罰金又は科料に係る徴収金の納付義務者を労役場に留置する場合において、その者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、収容状(様式第23号)を発付して、検察事務官又は司法警察職員に対し、その執行を指揮する。

2 前項の規定による収容状が発付されたとき又は収容状が執行されたときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該収容状に関する事項を管理する。

(収容状執行指揮の取消し)

第33条 前条第1項の規定により収容状の執行を指揮した後、その執行前に罰金又は科料に係る徴収金が完納されたときは、検察官は、速やかにその指揮の取消しをする。司法警察職員に対する指揮の取消しは、収容状執行指揮取消書(様式第24号)による。

2 前項の規定による指揮の取消しが司法警察職員に対してなされた場合において、急速を要するときは、徴収担当事務官は、電話その他適宜の方法によりその旨を通知した後、速やかに収容状執行指揮取消書を送付する。

3 第1項の規定による指揮の取消しがあったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(労役場留置執行指揮の取消し)

第34条 第29条第1項の規定により労役場留置の執行を指揮した後、その執行前に罰金又は科料に係る徴収金が完納されたときは、検察官は、労役場留置執行指揮取消書(様式第25号)により速やかにその指揮の取消しをする。

2 第29条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(労役場留置執行指揮の変更)

第35条 第29条第1項の規定により労役場留置の執行を指揮した後、次の各号に掲げる事

由が生じたときは、検察官は、労役場留置執行変更指揮書（様式第26号）によりその指揮を変更する。

(1) 労役場留置の執行前に納付すべき金額の一部について納付があったとき。

(2) 労役場留置の執行中に留置すべき日数の全部又は一部に相当する金額について納付があったとき。

2 前項の規定による変更の指揮が急速を要するときは、徴収担当事務官は、電話その他適宜の方法によりその旨を通知した後、速やかに労役場留置執行変更指揮書を送付する。

3 第29条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

（労役場留置の執行停止等）

第36条 刑事施設の長、労役場留置の執行を受けている者又はその関係人から刑法第480条又は第482条各号に規定する事由による労役場留置の執行停止の上申があった場合には、検察官は、その事由を審査し、事由があると認めるときは、労役場留置執行停止書（様式第27号）を作成し、釈放指揮書（様式第28号）によりその者が収容されている刑事施設の長に対し、釈放の指揮をする。釈放指揮書には、労役場留置執行停止書の謄本を添付する。

2 前項の規定は、検察官が職権で労役場留置の執行停止の指揮をする場合に準用する。

3 前2項の規定により労役場留置の執行停止が指揮された場合において、その検察官が労役場留置の執行を指揮した検察官の属する検察庁の検察官でないときは、労役場留置執行停止書その他関係資料を労役場留置の執行を指揮した検察官に送付する。

4 第1項又は第2項の規定により労役場留置の執行が停止されたときは、停止の日の前日まで執行があったものとして、第29条第4項に規定する手続に準じて、その手続をする。

5 第23条の規定は、前項の場合に準用する。

6 労役場留置の執行停止の事由がなくなったときは、労役場留置の執行を指揮した検察官は、速やかに労役場留置執行停止取消書（様式第29号）を作成し、労役場留置執行指揮書により刑事施設の長に対し、執行を指揮する。労役場留置執行指揮書には、労役場留置執行停止取消書の謄本を添付する。

7 第29条第2項の規定は、第1項、第2項及び前項の場合に準用する。

（労役場留置執行指揮後の通知等）

第37条 第29条第1項又は前条第6項の規定による労役場留置の執行指揮があった場合において、労役場留置の執行を受ける者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、徴収担当事務官は、その裁判所に対し、労役場留置執行指揮通知書（様式第30号）により労役場留置の執行指揮がなされた旨を通知する。この場合において、その裁判所が他の検察庁に対応する裁判所であるときは、労役場留置執行指揮通知書は、その検察庁の検察官を経由して送付する。

2 徴収担当事務官は、前項の通知をした後、第34条第1項の規定による労役場留置執行指揮の取消しがあったとき、又は第35条第1項の規定による労役場留置執行指揮の変更があったときは、労役場留置執行指揮取消・変更通知書（様式第31号）により、労役場留置

の執行が終了したとき、第30条第1項の規定による労役場留置の仮出場が許されたとき、又は第36条の規定による労役場留置の執行停止があったときは、労役場留置執行終了等通知書（様式第32号）により、その裁判所に対し、それぞれその旨を通知する。この場合において、その裁判所が他の検察庁に対応する裁判所であるときは、前項後段の規定を準用する。

- 3 第29条第2項の規定は、前2項の規定による通知をした場合に準用する。

第6章 徴収停止

（徴収停止）

第38条 検察官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金に係る納付義務者につき次の各号に掲げる事由があるときは、徴収停止処分書（様式第33号）により徴収停止の処分をすることができる。ただし、罰金又は科料に係る徴収金については、納付義務者につき次の各号中第1号又は第2号に掲げる事由があり、かつ、納付義務者の所在不明以外の事由により労役場留置の執行をすることができないときに限る。

- (1) 強制執行をすることができる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び強制執行をすることができる財産がともに不明であるとき。ただし、非訟法による過料又は訴訟費用に係る徴収金については、その所在が不明であるとき。

- 2 前項の規定による徴収停止の処分は、期間を定めてすることができる。

- 3 徴収停止の処分があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

- 4 徴収停止の処分がなされた徴収金については、第15条、第2章の2、第26条、第29条、第32条及び第59条に規定する手続を行わないものとする。

（徴収停止の取消し）

第39条 検察官は、前条第1項の規定により徴収停止の処分をした徴収金について、当該徴収停止の事由が消滅したとき、納付義務者から納付の申出があったとき、又は徴収不能決定の事由が生じたときは、徴収停止処分取消書（様式第33号）により、徴収停止処分の取消しをする。期間を定めて徴収停止の処分をした場合において、その期間が満了したときも、同様とする。

- 2 前条第3項の規定は、徴収停止処分の取消しがあった場合に準用する。

第7章 徴収不能決定

（法律上執行不能の場合の徴収不能決定）

第40条 検察官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金について次の各号に掲げる事由が生じたときは、徴収不能決定書（様式第34号）により徴収不能決定の処分をする。徴収不能決定書には、その事由を証明する資料を添付する。

- (1) 時効が完成したとき。
- (2) 納付義務者が死亡したとき。ただし、罰金又は追徴に係る徴収金について刑訴法第49

1 条の規定により相続財産に対し執行することができることを除く。

(3) 罰金、科料又は追徴に係る徴収金についてその言渡しを受けた者に対し大赦、特赦又は刑の執行の免除があったとき。

(4) 没収又は訴訟費用に係る徴収金についてその本案の裁判によって有罪の言渡しを受けた者に対し大赦又は特赦があったとき。

(5) その他法律上執行できない事由が生じたとき。

2 前項の規定による徴収不能決定の処分があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 第 2 3 条の規定は、徴収不能決定の処分について準用する。

(事実上執行不能の場合の徴収不能決定)

第 4 1 条 前条第 1 項の規定による徴収金について次の各号に掲げる事由により執行できないと認められるときは、同条の規定にかかわらず、検察官は、同条第 1 項の手續に準じて、徴収不能決定の処分をすることができる。

(1) 納付義務者が解散した法人である場合において、その法人が無資力であるとき。

(2) 納付義務者が外国人であつてその者が出国したとき。

2 前項第 1 号の場合には、最高検察庁の検察官は検事総長、その他の検察庁の検察官は検事長の許可を受けなければならない。許可を受けるには、執行できないことを証明する資料を添付する。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

第 8 章 仮納付

(仮納付の告知)

第 4 2 条 第 1 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、罰金、科料又は追徴に係る裁判について仮納付が命じられた場合に準用する。この場合において、同条第 2 項中「納付告知書(乙)」とあるのは、「口頭又は納付告知書(乙)」と読み替えるものとする。

(仮納付金の督促等)

第 4 3 条 第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条前段及び第 2 章の 2 の規定は、仮納付の裁判で納付を命じられた金額(以下「仮納付金」という。)の督促、一部納付、納付延期及び調査について準用する。

(仮納付金の収納手續)

第 4 4 条 第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 2 条、第 2 4 条及び第 2 5 条(同条第 3 項を除く。)の規定は、日本銀行から領収済通知書により仮納付金を領収した旨の通知があった場合又は仮納付金について納付の申出があった場合に、第 2 1 条の規定は、仮納付金を納付するため現金等が送付された場合に、それぞれ準用する。

2 第 1 2 条第 1 項及び第 2 3 条の規定は、前項の規定による手續が終了した場合に準用する。第 2 3 条の規定を準用する場合においては、併せて徴収すべき金額も集計する。

(仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定)

第 4 5 条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判がその審級で確定した場合にお

いて、仮納付金の全部又は一部が納付されていないときは、納付されていない金額の徴収については第2章（第14条を除く。ただし、同条第3項による納付告知をする場合は、この限りでない。）から前章までに規定するところによる。

（仮納付の裁判の執行状況の確認）

第46条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判に対し上訴の申立てがあった場合において、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が裁判の執行の指揮をすべきときは、その検察庁の徴収担当事務官は、仮納付の裁判の執行状況について、検察システムにより確認する。

（仮納付金の調整）

第47条 第一審で仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について仮納付金が納付されている場合において、第二審で仮納付が命じられ、その金額が納付されている金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

- (1) 納付されている金額が第二審で命じられた金額を超過するときは、徴収担当事務官は、第一審裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知する。
- (2) 納付されている金額が第二審で命じられた金額に満たないときは、不足額の徴収については、第42条から第44条までに規定するところによる。

2 前項第1号の通知を受けたときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票（仮納付）の備考欄にその旨を記入して検察官の押印を受けた上、超過額が、現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏に、印紙により納付されたものであるときは支出官に、それぞれ関係書類を添付して還付すべき旨を通知するとともに、検察システムにより当該仮納付金の還付に関する事項を管理する。

（仮納付と本案の裁判の執行）

第48条 仮納付の裁判の執行があった後に、罰金、科料又は追徴に係る裁判が上訴審で確定し、その金額が納付されている金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

- (1) 納付されている金額が確定した金額を超過するときは、徴収担当事務官は、当該仮納付金について第44条の規定により収納手続をした検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。
- (2) 納付されている金額が確定した金額に満たないときは、第45条の規定を準用する。

2 前条第2項の規定は、前項第1号の通知を受けた場合に準用する。

（仮納付と正式裁判の請求）

第49条 交通事件即決裁判又は略式命令による仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について正式裁判の請求があったときは、納付されていない仮納付金については執行しない。

（仮納付と正式裁判の執行等）

第50条 交通事件即決裁判又は略式命令による仮納付金が納付されている場合において、正式裁判があり、その金額が納付されている金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

- (1) 正式裁判で仮納付が命じられた場合には、第47条の規定を準用する。

(2) 正式裁判が確定した場合には、第 48 条の規定を準用する。

(無罪等の通知)

第 51 条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について上訴審で、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判があり、その裁判が確定した場合において、仮納付金が納付されているときは、徴収担当事務官は、第 44 条の規定により収納手続をした検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知する。

2 第 47 条第 2 項の規定は、前項の通知を受けた場合に準用する。

第 9 章 罰金刑執行猶予の取消し等

(罰金刑執行猶予の手続)

第 52 条 罰金刑について執行猶予の裁判があった場合又は罰金刑に係る執行猶予の裁判を取り消すべき場合若しくはその取消しがあった場合には、自由刑についてこれらの事由が生じた場合について定められた執行事務規程（平成 25 年法務省刑総訓第 2 号大臣訓令）の手続に準じて、その手続をする。

(罰金刑執行猶予取消し後の処置)

第 53 条 第 10 条第 1 項、第 12 条から第 17 条まで及び第 2 章の 2 から第 7 章（第 20 条を除く。）までの規定は、罰金刑に係る執行猶予の裁判が取り消された場合に準用する。

第 10 章 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行

(過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行)

第 54 条 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この条において「原裁判」という。）に対して即時抗告又は異議の申立てがあり、裁判所が原裁判を取り消して更に過料の裁判をして確定した場合において、原裁判の執行によって納付されている金額が当該過料の金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

(1) 原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超過するときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票の備考欄にその旨を記入して検察官の押印を受けた上、超過額が現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官に、印紙により納付されたものであるときは支出官に、それぞれ関係書類を添付して還付すべき旨を通知するとともに、検察システムにより当該過料の還付に関する事項を管理する。

(2) 原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額に満たないときは、不足額の徴収については、第 2 章から第 7 章まで（第 5 章を除く。）に規定するところによる。

第 11 章 訴訟費用の予納

(訴訟費用の予納)

第 55 条 被告人又は被疑者から刑訴法第 500 条の 2 の規定による訴訟費用の概算額の予納（以下「予納金」という。）の申出があったとき、又は予納金の保管替を受けたときは、徴収主任は、検察官に訴訟費用が発生していることを確認した上、訴訟費用予納金保管整理簿（様式第 35 号）に所定の事項を登載して検察官の押印を受ける。

2 前項の押印を受けた徴収主任は、訴訟費用予納金保管整理簿により歳入歳出外現金出納官吏に通知するとともに、予納を申し出た者（以下「予納者」という。）をして訴訟費用予納

に係る保管金提出書（様式第 3 6 号）に所定の事項を記入させて歳入歳出外現金出納官吏に提出させる。

3 前項の通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、予納者から訴訟費用予納に係る保管金提出書と共に現金が提出されたときは、訴訟費用予納金保管整理簿と対照してこれを受領し、訴訟費用予納金保管整理簿に押印して徴収主任に返戻する。

4 予納金の出納保管は、この規程によるほか保管金規則（明治 2 3 年法律第 1 号）、保管金取扱規程（大正 1 1 年大蔵省令第 5 号）及び保管金払込事務等取扱規程（昭和 2 6 年大蔵省令第 3 0 号）の定める取扱いに準じて、歳入歳出外現金出納官吏が行う。

（予納金に係る訴訟費用の裁判の執行等）

第 5 6 条 訴訟費用の負担を命ずる裁判を執行する場合において、前条の規定により予納金が保管されているときは、検察官は、刑訴法第 5 0 0 条の 3 の規定により訴訟費用に係る徴収金に充てるため歳入編入の指揮をするとともに、予納がされた金額から訴訟費用の額を控除した後、残余の額があるときは返還の手続をする。

2 前項の場合における返還の手続は、次に掲げる手続とする。

（1）徴収担当事務官は、前項の指揮があったときは、訴訟費用予納金保管整理簿に所定の事項を記入して検察官の押印を受けた上、歳入徴収官に訴訟費用予納金保管整理簿により通知する。

（2）歳入徴収官は、訴訟費用予納金保管整理簿を受領したときは、これに押印して速やかに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

（3）歳入歳出外現金出納官吏は、訴訟費用予納金保管整理簿の送付を受けたときは、訴訟費用予納に係る保管金提出書を整理し、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、予納金について速やかに歳入編入の手続をする。

（4）歳入歳出外現金出納官吏は、訴訟費用予納金保管整理簿により予納がされた金額から訴訟費用の額を控除して生じた残余の額を返還する旨の通知を受けたときは、残余の予納金について返還の手続をする。

（5）予納がされた金額が訴訟費用の額に満たないときは、不足額の徴収については、第 2 章から第 7 章まで（第 5 章を除く。）に規定するところによる。

3 予納された事件について刑訴法第 5 0 0 条の 4 各号のいずれかに該当することとなったときは、検察官は、徴収担当事務官をして歳入歳出外現金出納官吏に対し、訴訟費用予納金保管整理簿により返還すべき旨を通知させる。歳入歳出外現金出納官吏は、返還の通知を受けたときは、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、予納金の返還の手続をする。

（上訴等に関する手続）

第 5 7 条 訴訟費用の負担を命ずる裁判について上訴がなされた場合において、予納金が保管されているときは、徴収主任は予納金保管通知書（様式第 3 7 号）により上訴裁判所に対応する検察庁の徴収主任に通知する。

2 前項の通知を受けた徴収主任は、予納金保管通知書により予納金が保管されていることを

把握する。

- 3 上訴裁判所において訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定し、刑訴法第500条に規定する申立期間が経過したとき（その申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき）は、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金を保管している検察庁の検察官に対し、予納金保管替依頼書（様式第38号）により予納金の保管替を依頼する。
- 4 前項の保管替の依頼を受けたときは、予納金を保管している検察庁の検察官は、徴収担当事務官をして歳入歳出外現金出納官吏に対し、訴訟費用予納金保管整理簿により予納金を保管替すべき旨を通知させる。歳入歳出外現金出納官吏は、予納金を保管替すべき旨の通知を受けたときは、保管替の手続をするとともに、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、保管金保管替通知書を保管替先の検察庁の歳入歳出外現金出納官吏に対し徴収担当事務官を経由して送付する。
- 5 第3項の規定にかかわらず、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金を保管している検察庁の検察官に対し、第59条の規定による訴訟費用の執行指揮の嘱託をすることができる。
- 6 第3項の規定による保管替又は前項の規定による嘱託を受けた検察官は、前条第1項及び第2項に規定する手続をする。
- 7 上訴裁判所において、訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかったとき（第一審等における訴訟費用の負担を命ずる裁判が破棄された場合を含む。）又は刑訴法第500条の規定により訴訟費用の全部についてその裁判の執行が免除されたときは、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金の保管に係る事件の結果通知書（様式第39号）により予納金を保管している検察庁の検察官に通知する。
- 8 前項の通知を受けた検察官は、前条第3項に規定する手続をする。
- 9 第1項から前項の規定は、裁判所により併合、移送又は差戻しの裁判がなされた場合に準用する。この場合において「上訴裁判所」は「併合、移送又は差戻しの裁判により係属した裁判所」と読み替えるものとする。

第12章 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行
（国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行）

第58条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号。以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第41条第1項第2号の規定による罰金又は追徴の裁判の執行手続については、犯罪被害財産追徴金の例による。ただし、第22条第3項中「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により被害回復給付金の支給手続を行う検察官に対し、同法に規定する給付資金として引き継ぐとき、又は歳入金として国庫に編入するときは」とあるのは、「国際刑事裁判所協力法による執行協力の実施に係る財産として検事正に対し引継ぎをするときは」と読み替えるものとする。

第13章 共助

（徴収金執行指揮の嘱託）

第59条 検察官は、納付義務者が当該検察官の属する検察庁（支部に勤務する検察官にあつ

ては、当該検察庁支部）の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域外に現在するときその他必要があると認めるときは、他の検察庁の検察官に徴収金の執行指揮を嘱託することができる。この場合において、強制執行手続の必要があると認めるときは、納付義務者の財産の所在地を管轄する地方検察庁（支部を除く。）の検察官にその旨を明らかにして嘱託する。

2 前項の嘱託をするときは、徴収金執行指揮嘱託書（様式第40号）による。この場合には、徴収金執行指揮嘱託書に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本及び関係資料を添付する。

3 第1項の規定による執行指揮の嘱託がなされたときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

4 第23条の規定は、徴収金の執行指揮の嘱託について準用する。

（徴収金執行指揮の受託）

第60条 前条第1項の規定による徴収金の執行指揮の嘱託があったときは、徴収担当事務官は、徴収金執行指揮嘱託書を検察官に提出して押印を受ける。この場合においては、執行指揮を嘱託した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に嘱託を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

2 前項の場合において、証拠品のあるときは、これを徴収金執行指揮嘱託書及びその関係書類とともに証拠品担当事務官に送付する。

3 第1項に規定する場合においては、第10条から第17条まで及び第2章の2から第8章までの規定を準用する。

4 第1項に規定する場合において、執行指揮の嘱託があった徴収金の全額について執行が終了したときは、徴収担当事務官は、執行指揮を嘱託した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。徴収不能決定の処分があったときも、同様とする。

（徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱）

第61条 前条第1項に規定する場合において、検察官は、第59条第1項の規定に準じて、徴収金の執行指揮を転嘱することができる。この場合において、徴収担当事務官は、執行指揮を嘱託した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

2 前条第1項に規定する場合において、納付義務者が所在不明等のため執行できないときは、検察官は、その事由及び調査の経過を明らかにして執行指揮を嘱託した検察官に返嘱する。

3 第23条、第59条第2項及び第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

（徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱受理）

第62条 第60条の規定は、徴収金執行指揮の転嘱があった場合に準用する。この場合においては、執行指揮を転嘱した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に転嘱を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

2 第60条第1項から第3項までの規定は、徴収金執行指揮の返嘱があった場合に準用す

る。この場合においては、執行指揮を返嘱した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に返嘱を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

（徴収金執行指揮の嘱託後の手続等）

第63条 第60条第4項又は第61条第1項後段の通知があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第14章 統計報告等

（徴収金に関する統計報告）

第64条 徴収主任は、徴収金について徴収の状況等を調査し、次に掲げるところにより報告する。

（1）毎月徴収月表（様式第41号）を作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。

（2）毎年度徴収年表（様式第42号）及び納付義務者別未済金額調（様式第43号）を作成し、翌年度の4月30日までにその庁の長に提出する。

2 前項各号の場合において、高等検察庁支部又は地方検察庁支部の徴収主任は、支部長に同項各号の報告書を提出する。

3 高等検察庁支部長、地方検察庁支部長又は区検察庁の長は、第1項各号の報告書の提出を受けたときは、これを確認した上、速やかに検事長又は検事正に提出する。

4 検事総長、検事長又は検事正は、毎年度その庁の徴収年表（高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部の徴収年表の集計表を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁の徴収年表の集計表をいう。）を作成し、これを翌年度の5月31日までに直接法務大臣に提出するとともに、検事長は検事総長に、検事正は検事総長及び検事長にそれぞれ同表を提出する。

（印紙納付調査書）

第65条 徴収主任は、印紙により収納した徴収金について毎月印紙納付調査書（様式第44号）を作成し、印紙納付書を添付して、翌月10日までにその庁の長に提出する。高等検察庁支部又は地方検察庁支部の徴収主任は、支部長に提出する。

2 高等検察庁支部長、地方検察庁支部長又は区検察庁の長は、年度経過後速やかにその年度に係る印紙納付書を取りまとめ検事長又は検事正に提出する。

（検査報告）

第66条 検事総長、検事長又は検事正は、毎年1回以上その指定する職員にその庁（高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の徴収金に関する検査をさせた上、その結果を報告させる。

2 前項の規定は、徴収主任が交替した場合に準用する。

第15章 雑則

（過誤の訂正）

第67条 第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮を受けた徴収金及び第44条の規定により手続をした仮納付金について執行すべき金額に過誤があることが判明

したときは、次に掲げる手続をする。

(1) 超過額又は不足額についての手続は、第2章から第8章までの規定による。

(2) 超過額を還付すべきときは、検察官は、既に納付された徴収金が現金又は証券である場合には歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏に、印紙である場合には支出官にそれぞれ関係資料を添付してその旨を通知する。

- 2 前項の規定は、徴収金の種別に過誤があることが判明した場合に準用する。この場合には、過誤に係る徴収金についてはその金額の全部が超過額に当たるものとして、徴収すべき徴収金についてはその金額の全部が不足額に当たるものとして、それぞれその手続をする。過誤に係る徴収金が現金又は証券で納付されているときは、訂正の要旨を収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏に通知する。

(裁判確定前の特例)

第68条 第21条第1項の規定は、徴収金に係る裁判が確定する前に徴収金（仮納付を除く。）の納付の申出又は送付があり、徴収金保管者においてやむを得ない事情があると認める場合に準用する。

- 2 同条第2項の規定は、前項の徴収金に係る裁判が確定した場合に準用する。

(関係書類の整理)

第69条 徴収担当事務官は、執行手続が終わっていない徴収金に係る一部納付願、納付延期願、裁判執行関係事項回答書及び徴収金執行指揮嘱託書その他の書類を、1件ごとに徴収金未済関係書類表紙（様式第45号）を付して保管する。執行手続が終わったときは、特に規定する場合を除き、徴収金既済関係つづりに編てつして整理する。

(特別取扱い)

第70条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の徴収事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。

- 2 検事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。